

Actus Newsletter 地方公会計版

【財務書類作成】⑤開始貸借対照表の作成 その1



■開始貸借対照表の作成

統一的な基準による地方公会計の導入初年度には、開始貸借対照表を作成します。この開始貸借対照表は、地方公共団体が保有するすべての資産及び負債につき、既存の財産台帳等を基に、棚卸的に残高を把握するとともに、取得原価及び再調達価額等の評価額を算出して作成します。

■固定資産台帳の整備

固定資産は、長期にわたり行政サービス等に利用されます。地方公共団体における管理は、各部署で個別の資産データで行われている場合が多く、その評価方法も様々です。

統一的な基準における固定資産は、網羅的に一元化した台帳として管理し、原則として取得原価を用いて評価することとされているため、各部署で管理されている資産データを集約し、評価額を算出した固定資産台帳の整備が必要となります。

固定資産	固定負債
	流動負債
流動資産	純資産

■固定資産台帳とは

固定資産台帳とは、財務書類作成における補助簿として位置づけられるもので、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿です。所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載します。毎期の減価償却費は固定資産台帳に基づいて計算することとなります。

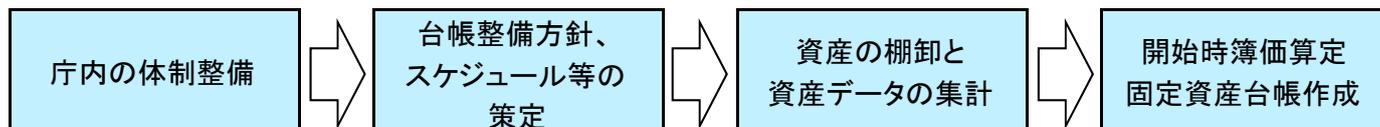
■固定資産台帳整備の手順

開始時における固定資産台帳の作成は、①庁内の体制整備、②台帳整備方針、スケジュール等の策定、③資産の棚卸と資産データの集計、④開始時簿価の算定といった手順で行います。

庁内の体制整備は全体とりまとめ担当部署を中心に、関係各部署が参画し、役割分担をした上で、台帳整備状況・資産評価の現状確認を行います。その後、固定資産台帳整備の方針、スケジュール等を策定し、各部署における資産データを集約するための、調査様式を準備します。

資産の棚卸は、現在保有している公有財産台帳などの既存台帳データを基礎にして、現物との突き合わせを行うことで、固定資産の実在性や地方公共団体の所有等であることを網羅的に確認します。棚卸した資産は、調査様式に資産データを入力し資産区分ごとに固定資産台帳データに統合します。

開始時簿価の算定は、資産価値を適切に評価するために、原則として取得原価が判明しているものは取得原価を、不明なものは再調達原価を用いて行い、固定資産台帳を完成させます。



公会計
支援

アクタス税理士法人 / アクタスマネジメントサービス(株)

地方公会計支援チーム (一般社団法人地方公会計研究センター会員)

〒107-0052 東京都赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

【TEL】0120-459-480 【MAIL】info@actus.co.jp 【HP】http://www.actus.co.jp